

第四回福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会
議事録

日 時：令和8年2月20日（金） 14:00～15:20

場 所：福岡県庁 行政3号会議室

出席者：神野 達夫 （九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門教授）※委員長
堺 純一 （福岡大学工学部建築学科教授）※副委員長
重松 正幸 （一般社団法人日本建築構造技術者協会九州支部支部長）
柴田 桂 （福岡市住宅都市みどり局建築指導部部長）
成松 宏 （福岡県総務部防災危機管理局 局長）
野口 秀昭 （福岡県建築都市部次長）
山口 甲秀 （福岡県県土整備部次長）

※50音順 敬称略

次 第：1. 開会

2. 議事

（1）計画改定にかかる関連計画等について

1）避難路の指定について

（2）計画改定にかかる意見等について

1）第三回委員会の主な意見と対応方針について

2）関係団体、市町村、関係各課からの意見及びパブリックコメントの結果について

（3）計画（案）について

3. 閉会

配布資料：資料1 避難路の指定について

資料2 第三回福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会主な意見及び対応方針について

資料3 市町村・関係各課・関係団体及びパブリックコメントの意見について

資料4 福岡県耐震改修促進計画（改定案）

資料5 福岡県建築物耐震改修促進計画（R7改定案）の概要

参考資料1 計画改定方針

議事要旨

■計画改定にかかる関連計画等について 1) 避難路の指定について

事務局 : 資料1、参考資料1により説明(略)。

委員 : 資料1の右側の棟数に「約」がついているが、これはどういう趣旨か教えていただきたい。

事務局 : 棟数が今後減る可能性があるため、そのような表現にしている。通行障害建築物には、建築時期が不明なものも含まれており、不明なものについては精査し、登記簿などを確認しているが、特定できていないものもある。最終的な判定により除かれる可能性もあるので、「約」を記載している。

委員 : 最終的には減る方向であって、避難路の検討に影響はないということか。

事務局 : そのとおり。

委員 : 登記簿で調べると棟数が減るということは、古いと思っていたものが、精査すると新しくなったということか。

事務局 : そのとおり。まず、高さですべての建築物をふるいにかけて、それから明らかに最近新築されたものや都市計画基礎調査等で建物の情報がわかっているものを除いていく。一見してわからないものについては、登記簿等を取って特定する。

委員長 : 逆に増えることはないのか。

事務局 : 建築時期が不明な建物は全部候補に入れているため、増えることはない。

■計画改定にかかる意見等について

1) 第三回委員会の主な意見と対応方針について

2) 関係団体、市町村、関係各課からの意見及びパブリックコメントの結果について

事務局 : 資料2、3、4により説明(略)。

委員長 : 資料4の14ページに熊本の悉皆調査の結果が載っているが、グラフの中の文字が見えにくい。

事務局 : 図表の解像度を製本の際に調整する。

委員長 : 関連するURLや引用文献、参考文献等は参考資料にまとめて掲載することだが、計画書本編に引用番号を書くといった形になるのか。

事務局 : 資料編を別途作成し、書き方は工夫したいと思っている。

委員長 : 先ほどの資料1の「約何棟」という表現は、計画書本編にも記載があるか。

事務局 : 資料4の18ページの「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の状況」に記載している。

委員長 : 最終的な計画書が出る時に「約」は消えるのか。

事務局 : 精査の段階で、順次市町村との協議や細かい調査などにより、旧耐震ではなかった、ということがわかることもあるので、「約」は入れたままにしている。

委員長 : 「※建築年次が不明なものは、すべて昭和 56 年以前に建築された建築物とした」とある。これを書いているのであれば、「約」はいらない気がする。「約」が「※」の内容を意味していると伝わらない可能性があるので、「約」をはずすか、「約」を入れるのであれば、「約」の意味について注釈を入れるかのどちらかにした方がよい。

事務局 : 検討する。

(補足) 通行障害建築物の定義として、耐震性の有無が不明なものを含むため、「約」の表現は適切ではない。公開資料の資料 1、資料 4 は「約」を削除している。

委員 : 計画書は製本してどこに配布するのかということと、オンライン上に載せるのかどうかを教えてください。

事務局 : 計画書のデータは県のホームページで掲載予定であり、製本したものは関係団体や市町村に配布予定である。

委員 : 関係団体というのは、どういった団体を想定しているのか。

事務局 : 福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会のメンバーを想定している。

委員長 : ホームページ上で公開する際、図の著作権等などは大丈夫か。例えば、地震被害の写真などは、県が著作権を持っているのか。

事務局 : 福岡西方沖地震の被害写真は現行計画から変更していない。また、そのほかの新規の写真や図は国土交通省や公的機関から引用している。

■計画(案)について

事務局 : 資料 4、5 により説明(略)。

委員 : 資料 5 の概要版はどういった形で利用されるのか。

事務局 : ホームページに掲載する。

委員 : 資料 5 で「5. 耐震化の課題」の「(2) 意識啓発・知識の普及」の 1 つ目が、「耐震化による地震発生リスク回避」となっており、地震が発生するリスクは回避できないので、表現がおかしいのではないか。

事務局 : 「地震被害リスク回避」に修正する。

以上